

埼玉県報

第 399 号 令和 5 年(2023 年) 3 月 28 日 火曜日

目 次

規則

○ 埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則(総務給与課)

告示

- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 建設業法第29条の2第1項の規定に基づく取消処分(建設管理課)
- 測量法に基づく基本測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく基本測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 県営都市公園(さきたま古墳公園)の区域の変更(公園スタジアム課)
- 北本都市計画緑地の変更に係る図書の写しの縦覧(公園スタジアム課)
- 県営都市公園(春日部夢の森公園)の区域の変更(公園スタジアム課)
- Q 県道川越坂戸毛呂山線の区域の変更(川越県土整備事務所)
- 一般国道 254 号の供用の開始(東松山県土整備事務所)
- 一般国道 254 号の道路の占用を制限する区域の指定(東松山県土整備事務所)
- Q 県道本田小川線の区域の変更(東松山県土整備事務所)
- 県道本田小川線の供用の開始(東松山県土整備事務所)
- 一般国道 254 号の供用の開始 (東松山県土整備事務所)
- 一般国道 254 号の道路の占用を制限する区域の指定(東松山県土整備事務所)

- 県道熊谷小川秩父線の道路の占用を制限する区域の指定(東松山県土整備事務所)
- 県道深谷東松山線の道路の占用を制限する区域の指定(東松山県土整備事務所)
- 県道ときがわ坂戸線の道路の占用を制限する区域の指定(東松山県土整備事務所)
- 県道小川町停車場線の道路の占用を制限する区域の指定(東松山県土整備事務所)
- 県道菅谷寄居線の道路の占用を制限する区域の指定(東松山県土整備事務所)
- 具道熊谷小川秩父線の区域の変更(秩父県土整備事務所)
- Q 県道熊谷小川秩父線の供用の開始(秩父県土整備事務所)
- 一般国道 299 号の区域の変更(秩父県土整備事務所)
- 一般国道 299 号の供用の開始(秩父県土整備事務所)
- Q 県道長瀞児玉線の供用の開始(本庄県土整備事務所)
- 道路の占用を制限する区域の指定(熊谷県土整備事務所)
- 県道針ヶ谷岡線の供用の開始(熊谷県土整備事務所)
- 埼玉県教育委員会臨時会の招集(教委・総務課)
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定(選挙管理委員会)
- 埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程(選挙管理委員会)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定(選挙管理委員会)
- 不在者投票を行うことができる施設の異動(選挙管理委員会)
- 埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程(監査第一課)
- 埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程(審査調整課)
- O コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る埼玉県内水面漁場管理委員会指示(内水面 漁場管理委員会)

埼 玉県 和 Ŧī. 人 年三月二十 事委員会 \mathcal{O} 保有 八 する 個 人情 報 \mathcal{O} 保 護等 に 関 す る 規 則 をここに 公布 す Ź。

日

玉 県 人 事 委員会委員 長 池 本 誠 司

玉 県 人 事委員 会 規則 _ 七 十六

埼 玉 県人事委員会の 保有する個 人 情 報 \mathcal{O} 保 護 等 12 関 す る 規 則

(趣旨)

第 委員会 そ 以下 五百七号。 0) 兀 他必要な事 年 埼玉県条例第五 法 (以 下 \mathcal{O} 以 規 لح 下 V 則 う。 項を定めるも 人事委員 令」 は 個 十号。 لح 人情報 会 1 個 . う。 人情 とい 以 のとする。 \mathcal{O} $\overline{}$ 報 下 保 う。 及 \mathcal{O} 護 「条例」 び個人 保護に に \smile 関 す \mathcal{O} 関する 保有 とい 情 る法 報 う。 律 す \mathcal{O} 保護に 法律 る 伞 個 施 成 人 \mathcal{O} 関す 情 施 行令 +報 行 五. る法 に 年 \mathcal{O} 平 保 関 法 成十五 律第五 律 護 :施行条 に 関す 埼 年政 玉 $\overline{+}$ 県 例 七 令第 人事 令 項

個 人情報ファ イル の保有等に 関する事 前 通 知

 \emptyset 第二条 る 事項は 条例第五条第一 次に掲げる 項前段 事 項とする。 \mathcal{O} 規定による通知に係る 同 項第十 -- 号 \mathcal{O} 則 等 で 定

- 個人情 報 ファイ ル の保有開始の予定年月 日
- 条例 第五条第一 項第八号に該当するときは、 その 理 由
- \mathcal{O} 内容 法 ۲ 第 れ 九十 5 \mathcal{O} 条第 規定 __ \mathcal{O} 項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に 特別 \mathcal{O} 手続が 定めら れ \mathcal{T} 11 る 他 \mathcal{O} 法 令 \mathcal{O} 名 称 該 当す 条項 ると 及 び そ き
- 定 める事項は、 条例第五 条 第 当該 項 変 後 更 段 0 \mathcal{O} 規定 予定年月 に ょ 日とす る変更 \mathcal{O} 通 知 係 る 同 項 第 +号 \mathcal{O} 規 則 で

(条例 第五条第二項第九号 \mathcal{O} 規 則 等で定め る数)

第三条 条 例 第五条第二項第九 号 \mathcal{O} 規 則等 で 定める数は 千 人とする

条例 第五条第二項第 十号 \mathcal{O} 規 則 等 で 定め る個 人情報フ ア 1 ル

第 四条 る 情報 条例 ファ 第五条第二項第十 イルとする 号 \mathcal{O} 規 則等 で 定め る 個 人 情 報 フ ア 1 ル は 次 げ

給与若 ルを イ及 次 \mathcal{O} び い ず < 口 れ は かに 福 掲 げ 利厚 該当する者に る 生に 者 \mathcal{O} 採用 関する事項又はこれ 又は 係 る個 選定の 人情 た 報 \emptyset フ \mathcal{O} ら ア 試 に 1 験 準 ル ずる に で 関 あ す 事 0 項を記録する る て、 個 専らそ 人情報 \mathcal{O} フ ア

1 機 関 以 外 \mathcal{O} 行 政 機 関 等 \mathcal{O} 職 員

口 イ 掲げ る者 で あ 0 た

- ハ 養者 例 は 遺 五. 条第二 族 項第三号に 規 定す る者 又 は 1 若 < は 口 に 掲 げ る \mathcal{O} 被 扶
- 生に 条例 て 関 記 録 する 第 す 五. 条第二 事 る 項 又 個 人 は 項 情 これ 第三号 報 フ 5 ア に イ に 準ず ル 規 で 定 る事 あ す る 0 項 て 者 を 及 記 び 専 録 前 5 そ す る \mathcal{O} イ ŧ 事 \mathcal{O} 口 又 給 は 与 ハ 若 掲 げ る は 福 利 を 併 厚

個 情報 フ ア 1 ル に 記 載 す る事 項

第 Ŧī. \mathcal{O} ほ 条 か、 人事委員会 第二条第一 は、 項第三号に 個 人 情報 · 掲 げ フ ア る事 1 ル 項 簿 を記載 に 法 第 七 L な + Ŧī. け 条第 れ ば なら 項 な に 規定 す 項

(代理: 人が 開 示 請求 す る場合 \mathcal{O} 記載 事項

- 六条 げる事 法 項 第七 を 十六条 開 示 請 求 第 二項 書に 記 \mathcal{O} 規定 載 12 な より け れ ば 代 な 理 6 人 な が 開 示 請 求 をす る場合 は 次 に
- 别 法 定代 理 人 又は 本 人の 委任 に ょ る代 理 人 以 下 任 意代 理 人 11 \mathcal{O}

開示

請

求

に

係

る

保

有

個

人

情

報

 \mathcal{O}

本

人

 \mathcal{O}

氏

名

生年

月

日

住

所

又

は

居

所

及

てバ

連

لح

う。

人委任 開示 請 \mathcal{O} 求 別 に 係 る 保 有 個 人 情 報 \mathcal{O} 本 人 \mathcal{O} 未 成 年 者、 成 年被 後 見 人 又 は 任 玾

開 示 請 求 書 \mathcal{O} 送付 に ょ る 開 示 請 求 に お け る 本 人 確 認 手 続 \mathcal{O}

代 示 請求 えること を (昭 利 書 用 和 人事 兀 を す が 委員 十二年法 ること 人事委員 で きる。 会 は に 律第 会に送付 ょ 開 0 示請 八 7 +令第二十二条第二 一 号) L 求をする者 T 開 第三十条 示請 (県内 求 をす \mathcal{O} 項 る場 に 八 第 住 \mathcal{O} 二号 都 合 所 道 に を \mathcal{O} 府県 有 お 住 す V 民 る て 知 票 者に 事 は \mathcal{O} 保 写 住民 存 限 本 る 基 \mathcal{O} 人確 本 台 認 が

開 示 決 定 \mathcal{O} 際 に通 知 す ベ き事 項)

八条 \mathcal{O} に 実施 規定 す に 人事委員会 る 要な 事 項 事項を \mathcal{O} は、 ほ カュ 法第 通 開 知 L 示 八 十二条第 な \mathcal{O} 実施 け れ ば に な 要 __ 5 す 項 な る \mathcal{O} 費用 規定 11 を 12 負 ょ 担 ŋ す 通 ベ 知 き旨 をする そ \mathcal{O} 他 き 当 は 同 項 示

開 示 \mathcal{O} 実施 \mathcal{O} 方法)

- 第 九条 げる方法 \mathcal{O} 示 文 事 委員 又 が す 記 は 会が す 録 る 义 3 る 画 こことが ただ に 記 れ そ \mathcal{O} て 保 11 録 さ で 有 る す 文書 第三号 き れ る場合に る 7 処 又 11 理 は 及 る 装 义 び 保 限 置 第 有 画 四号 る。 及 個 \mathcal{O} び 保 人 存 に 情 プ 掲 口 報 げ 支 グ \mathcal{O} 障 ラ る を生 Δ 方 示 に 法 \mathcal{O} ず ょ に 実 施 n る あ 当 お 0 \mathcal{O} 該 そ 7 方 文書 れ は 法 が は 又 な 当 該 は 次 保 义
- 文 書 又 は 义 画 法 第 八 十七 条第 項 た だ 書 \mathcal{O} 規 定 が 適 用 さ れ る場合 に あ 0

ては、次号に規定するもの)の閲覧

- 紙に 書若 色刷 フ 文 イ 単 で ル 複写 Δ 色刷 又は < を は したも 印 义 で 义 画紙に 複写 画を複 画 [を複写 ľ \mathcal{O} 写機に 印 たもの \mathcal{O} 交付。 画 機 L に より た \mathcal{O} ょ ŧ ただし、これ 交付又は り 日 日本産 \mathcal{O} の交付 本産 産業規格 一業規格 当 該 により難 文書若 Α Α 列三番 列一番 し 1 < 場合に 以下 若 は 义 しく . の 大きさ 画 あ を は 0 撮 Α て 列二 影 は \mathcal{O} 用 た 番 当 紙 写 該 \mathcal{O} に 真 用 文
- \equiv 文書 又は 図 一画を複 写機によ り用紙に多色刷 で複写 L た ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 交付
- 兀 取 文書 2 文は でき た電磁的記録を電磁的記録媒体に複写 义 画をスキ ヤ ナ (これに準ず る画像読 取 Ĺ た 装 置 Ł を含 \mathcal{O} \mathcal{O} 交 な。 付 に ょ り 4
- 方 法とす 電 磁 的 記 録 に 記録され T 11 る 保 有 個 人情 報 \mathcal{O} 開 示 \mathcal{O} 実 施 \mathcal{O} 方法 は 次 ĺZ 掲 げ る
- 電磁 的 記 録 を用 紙 12 出 力 L た b \mathcal{O} \mathcal{O} 閲 覧 又 は 交付
- 的 電磁的記 記録 媒体に複 録を専用 写 機器 したも に ょ \mathcal{O} \mathcal{O} り 再生 交付 L た ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 閲覧 取若 は 視 又 は
- 3 適当と 前二項に 認 \emptyset 掲 る方法とする。 げる方法 によ る 開 示 の実施 が 困難な場合 に あ 0 て は 人 委員 が

(開示の実施における本人確認手続等)

- 第十条 る。 次に掲げ 開 \mathcal{O} 示決定 る 1 書類 ず れ かを に (有 基づ 提示 効 期間 き保有個 を有するも 又は 人情 提出 報 \mathcal{O} \mathcal{O} L 開示 なけ にあ れ を受ける 0 ば て な は ら その 者 な は、 11 有 効期 人 事委員会に 間 内 \mathcal{O} ŧ 対 \mathcal{O}
- 一 令第二十二条第一項第一号に掲げる書類
- きな 人事 前号に 委員会が 11 場 合 掲 にあ げ 適当 る書類をや 9 て لح 認め は、 る書類 当該 むを得 開 示 な を受け 1 理 由 る 者 ょ が り 提示 本人 で あ ること 又 は 提 を 出 確 す 認 るこ す る た が で
- ば なら ょ 写 る な \mathcal{O} 通 送付 *١* ، 知に \mathcal{O} 方法 る 書面 12 ょ そ り \mathcal{O} 開示 他 \mathcal{O} \mathcal{O} 人 実施を求める者は 事 委員会が 適当と 認 法 \otimes 第八十二条第 る 書類 を 提 出 _ L 項 な \mathcal{O} け 規 n 定
- 3 事委員会が 11 第七 当該 十六 代 適当と 理 条第二 人は 認 項 \emptyset 戸籍謄本、 \mathcal{O} る 規定に ŧ, \mathcal{O} を 委任状そ ょ 人事委員会 ŋ 開 示 \mathcal{O} 請 に提 求 他 を \mathcal{O} 示 そ L た代 \mathcal{O} L 資 格 又 理 は を 人 提 証 が 明 出 開 す 示 L る書 を受 な け れ 類 け ば る 場 な て

訂 正 請 求 等 関 す る 代 理 人 \mathcal{O} 記 載 事 項 及 び 本 人 確 認 手 続 \mathcal{O} 例 \mathcal{O} 進 用

る。 \mathcal{O} 場合 第六 及 お T 11 第七 て、 第六 条 \mathcal{O} 条 規 定 中 は 「第七 訂 $\overline{+}$ 正 六条 請 求 第二項」 及 び 利 用 とあ 停 止 請 る 求 \mathcal{O} は に 9 訂 正 7 請 準 用 求 す

٢, 用する令 0 V 第七 て 第二十二条第二項第二号」 中 九 「第二十二条第二項第二号」 十条第二項」 利 と読 用停 止 4 替え とあ 請 求 に る る Ł \mathcal{O} 0 は \mathcal{O} 11 とする。 て は 「第二十 「第 九 +九 条 八 、条第二 に お VI て進 項」

(委任)

十二条 等とし て (令第二十一 1 、る個 て 1人情報 \mathcal{O} 事務 事 条 委員 \mathcal{O} フ \mathcal{O} 規定に基 ア 会 5 1 は ル 法第 埼玉 に づ 9 < 1 七 県 事務 て、 十五条第 総 務 を含む。 個 部 人情 文 書 報フ 項 課 \mathcal{O} 長 規 に ア を委任す 定に 対 イ ル L 簿 ょ る。 り、 を作 法に . 基 づ 成 人 事 委員会が 公表する事務 行 政 機 保 有 \mathcal{O} 長

(開示請求等に係る 書面 \mathcal{O} 提出 先)

第 十三条 る 書面 \mathcal{O} 法第 出 七十 は、 埼 玉 七条 県総 第 項、 務部 文書 第 九 課 +を _ 経 条 由 第 項 て 又 行 は う 第 とが 九 + できる 九 条 第 項 に 規定 す

(様式

関 · 四 条 する規則 次 0) 令 各号に 和 Ti. 年埼 掲 げ る書面 玉 一県規 則 等 第五 \mathcal{O} 様 号) 式 は に 定定め 知 事 る 0 例 保 に 有 ょ す る 情 報 0

法第七 +-七条第 一項の 書面

法第八 十二条第一項に 規定する保有 人 情 報 \mathcal{O} 全 部 \mathcal{O} 開 示を決定した 場 合 \mathcal{O}

三 法第 八 十二条第 項 に 規定す 、る保有 個 \mathcal{O} 部 \mathcal{O} 開 示 を決定し た場合 \mathcal{O}

書面

兀 法第 八 + 二条第二項 \mathcal{O} 書面

Ŧī. 法第 + 三条第二項 \mathcal{O} 書 面

六 法第 兀 条の 書面

七 法第八 五. 条第 一項前 段 \mathcal{O} 規 定に 係 る

九八 法第八 十五 条第 項後段の 書 面

法第八 +六条第 -- 項 \mathcal{O} 規定 12 ょ る 通 知 に 係 る 書面

+法第 八 +- 六条第二 項 の 書面

法 第 十六 条第 一項 又は 第二 項 \mathcal{O} 意 見

+ = 法 八 +六 条第三項 法 第 百 七 条 第 _ 項 に お 11 7 準 用 す る場合を含む。

 \mathcal{O} 書面

十三 法 第 八 + 七 条第 三項 \mathcal{O} 規定 ょ る 申 出 る書面

十四四 第 九 +条第 項 \mathcal{O} 書面

士五 第 九 十三条第 項 \mathcal{O} 書面

十六 第 九 十三条第 二項 \mathcal{O} 書面

十七 法 第 九 + 兀 条第二項 \mathcal{O} 書面

十八 法第九十五条の書面

十九 法第九十六条第一項前段の規定に係る書面

二十 法第九十六条第一項後段の書面

二十一 法第九十七条の書面

二十二 法第九十九条第一項の書面

二十三 法第百一条第一項の書面

二十四 法第百一条第二項の書面

二十五 法第百二条第二項の書面

二十六 法第百三条の書面

十七七 法第百五条第三項に お V て準用する同条第二項の規定による通知に係る

書面

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(埼玉県人事委員会の 保有 す る 個 人情報 \mathcal{O} 保護等に関 する規則 \mathcal{O} 廃止)

二十九日人事委員会規則一―五〇)は、廃止する。

2

埼 玉

県人事委員会の

保有す

Ś

個

人情報の

保護等に関する規則

(平成十七年三月

埼玉県告示第三百四十一号

出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等を次の いて、 同条第三項に (平成十年法律第 とお り縦覧 お いて準 に 九 はまる。 用する同法第五条第三項 +号)第六条第一 項 0 規定に \mathcal{O} 規定に . よる届 ょ ŋ

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

トコトコスクエア

埼玉県所沢市東町八十六番二外

ロ変更の概要

大規 模小売店 舗 を設置する者の氏名又は名称及び 住所並びに法 人にあ · つ ては

代表者の氏名

(変更前) 三井住友信託 銀 行 株 式 会社 代 表取 締 役 橋 本 勝

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

(変更後) 三井住友信 託 銀 行 株 式 会社 代表取締役 大 山 也

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 旧東栄ビル

埼玉県所沢市東町八十六番二外

(変更後) トコトコスクエア

埼玉県所沢市東町八十六番二外

大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前)株式会社アニメイト 代表取締役 阪下實

東京都豊島区東池袋三丁目二番一号 外未定四十

者

(変更後) 株式会社アニメイト 代表取締役 髙橋竜

ハ 変更年月日

東京

都豊島区

東池袋三丁目二番一号

外

計十五者

令和四年一月二十八日外

二 届出年月日

令和五年三月十五日

一縦覧期間

令和五年三月二十八日から令和五年七月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

の地域の生活環境の保持のため配慮すべ 大規模小売店舗立地法第八 条第二項の き事項に 規定により、 つい 当該大規模小売店舗 て意見を有する者は、 の周辺

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年三月二十八日から令和五年七月二十八日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第三百四十二号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等を次の 0 いて、 同条第三項に (平成十年法律第 とお り縦覧 お いて準 九 12 供する。 用する同 +_ 号) 法第 第六条第二 五条第三項 項 0 規定に \mathcal{O} 規定によ . よる届 ŋ

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

トコトコスクエア

埼玉県所沢市東町八十六番二外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)位置 図面省略 収容台数 七七〇台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 三二六台

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)位置 図面省略 二〇五立法メートル

(変更後)位置 図面省略 二四五立法メートル

ハ 変更年月日

令和五年十一月十六日

二 届出年月日

令和五年三月十五日

二 縦覧期間

令和五年三月二十八日から令和五年七月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

 \mathcal{O} 地域 大規模小売店 \mathcal{O} 生活 :環境の 舗 <u>\frac{1}{2}</u> 保持 地法第八 \mathcal{O} た 8 条第二項の 配慮すべ 規定に き事項に ょ 0 り、 V て意見を有する者は 当該大規模小売店舗 \mathcal{O} 周 県 辺

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年三月二十八日から令和五年七月二十八日まで

口 意見書提出先

埼玉県告示第三百四十三号

ŋ 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等につい 覧に供する。 て、 同条第三項の (平成十年法律第九 規定によ +り 公告し、 一 号) 第五条第一 及 び当該 届 項 出 の規定に [等を次 のとお . よる届

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元

裕

届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 所沢駅西口開発計画

埼玉県所沢市東住吉六百三十七番二外

口 大規模小 売店舗 \mathcal{O} 設置者及 び 当該大規 模 小 売店 舗 お V 小 売業を行う者 \mathcal{O}

氏 名又は名称及び 住所並びに 法 人にあ つ ては 代表者 \mathcal{O} 氏

大規模小売店舗の設置者

西武鉄道株式会社 代表取締役 喜多村樹美男

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

住友商事株式会社 代表取締役 兵頭誠之

東京都千代田区大手町二丁目三番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者

未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年九月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三万二千平方メートル

ホ

大規模小

売店舗

この施設

 \mathcal{O}

配

置

関

す

る

事項

位置 図面省略 収容台数 一五〇五台駐車場の位置及び収容台数

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九一五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一一二七・〇三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三二三・六九立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

 \sim

大規 模小売店舗 お 11 て小 売業を行う者 0 開店時 刻 及 び 閉 店 時 刻

未定(食料品等) 午前九時から翌午前一時

未定(食料品・生活雑貨等) 午前十時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前一時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 八か所 位置 図面省略

荷さばき施設 に お V て荷さばきを行うことが できる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和五年三月二十日

一縦覧期間

令和五年三月二十八日から令和五年七月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

 \mathcal{O} 地域 大規模小売店舗立 \mathcal{O} 生活 1環境の 保持 地法第八 \mathcal{O} ため 条第二項 配慮すべき事項に \mathcal{O} 規定によ 9 り、 V て意見を有する者は、 当該大規模小売店舗 \mathcal{O} 県に 周 辺

対 意見書 \mathcal{O} 提出 12 ょ り これを述べることが できる。

イ 意見書提出期間

令和五年三月二十八日から令和五年七月二十八日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第三百四十四号

お 項 り公告する。 の規定による処分をしたので、 建設業法(昭和二十四年法律第百号。 法第二十九条の五第一 以 下 「法」という。 項の規定に基づき、)第二十九条の二第一 次のと

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 処分をした年月日

令和五年三月二十日

可番号 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地、 代表者の氏名及び許

建設株式会社三剛	造園土木株式会社宏心	工業有限会社豊栄	舎不限会社創電	商号又は名称
号	十六番地七	目千二百十三番地一 埼玉県川越市大字木野	号と針ヶ谷三丁目二番七埼玉県さいたま市浦和	主たる営業所の所在地
松 江 茂 雄	北村宏明	吉田豊	田口英樹	代表者の氏名
第六七四四三号 (般—三〇)	第六九九八〇号 (般—三〇)	第五八七九二号(般—三〇)	第六二九八一号(般—三〇)	許可番号

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の 規定に基づく許可 $\widehat{}$ 般建設業の許可) \mathcal{O} 取 消

四 処分の原因となった事実

告を行 の二第一 令和五 ったが、 項に該当する。 年埼玉県告示第百七 公告後三十日 [を経過 十六号によ ても り営業所 申出が なく \mathcal{O} 所 在 地が このことは法第二十九条 確 知 できない 旨の 公

埼玉県告示第三百四十五号

る。 で、 国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたの 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示す

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

作業種類

基本測量 (国土広域情報修正)

 \equiv 作業地域

作業期間

埼玉県全域

 \equiv

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

埼玉県告示第三百四十六号

終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、 法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。 令和四年埼玉県告示第五百五十号で公示した基本測量は、

令和五年三月二十八日

埼玉県告示第三百四十七号

第十四条第三項の規定により公示する。 \mathcal{O} で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一測量計画機関

川口市

二作業種類

公共測量 (公共基準点復旧測量)

三 作業地域

川口市全域の一部地内

四 作業期間

令和四年十二月一日から令和五年三月三十一日まで

埼玉県告示第三百四十八号

第十四条第三項の規定により公示する。 \mathcal{O} で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

測量計 画 |機関

口市

 \equiv 作業種類

公共測量 (公共基準点復旧測量)

 \equiv 作業地域

口市全域 \mathcal{O} 部 地内

兀 作業期間

令和四年三月一 日から令和五年三月三十一日まで

埼玉県告示第三百四十九号

同法第十四条第三項の規定により公示する。 けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する 測量計画機関であるデジタル庁から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一測量計画機関

作業種類

デジタル庁

 $\vec{-}$

公共測量(三次元都市モデル)

三 作業地域

作業期間

兀

令和四年六月二日から令和五年三月二十四日まで

埼玉県告示第三百五十号

旨の通知を受けたので、 11 て準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条にお測量計画機関である東日本総合計画株式会社から次のとおり公共測量を実施する

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

測量計画機関

東日本総合計画株式会社

公共測量

 \equiv

作業種類

作業地域 (基準点測量・ 出来形確認測量)

富士見市北

 \equiv

別所地区

兀 作業期間

令和五年三月十七日から令和五年四月三十日まで

埼玉県告示第三百五十一号

より公示する。 四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に 日終了した旨測量計画機関である川口市から通知を受けたので、測量法(昭和二十令和四年埼玉県告示第千百八十七号で公示した公共測量は、令和五年二月二十八

令和五年三月二十八日

埼玉県告示第三百五十二号

年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定によ 終了した旨測量計画機関である久喜市から通知を受けたので、令和四年埼玉県告示第千三百十八号で公示した公共測量は、 り公示する。 測量法(昭和二十四 令和五年三月十三日

令和五年三月二十八日

埼玉県告示第三百五十三号

第三項の規定により公示する。 量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 八日終了した旨測量計画機関であるさいたま地方法務局から通知を受けたので、測令和四年埼玉県告示第千二百二十三号で公示した公共測量は、令和五年二月二十

令和五年三月二十八日

埼玉県告示第三百五十四号

第三項の規定により公示する。 量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 八日終了した旨測量計画機関であるさいたま地方法務局から通知を受けたので、測令和四年埼玉県告示第千二百二十二号で公示した公共測量は、令和五年二月二十

令和五年三月二十八日

埼玉県告示第三百五十五号

公示する。 法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により した旨測量計画機関である鶴ヶ島市から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年 令和四年埼玉県告示第九百十三号で公示した公共測量は、 令和五年三月八日終了

令和五年三月二十八日

埼玉県告示第三百五十六号

第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示 旨測量計画機関である東松山市から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律令和四年埼玉県告示第千四号で公示した公共測量は、令和五年三月十日終了した

令和五年三月二十八日

埼玉県告示第三百五十七号

示する。 律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公 した旨測量計画機関である三芳町から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法令和四年埼玉県告示第九百十四号で公示した公共測量は、令和五年三月三日終了

令和五年三月二十八日

埼玉県告示第三百五十八号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

名 称

さきたま古墳公園

 \equiv

位 置

埼玉県行田市大字佐間地内

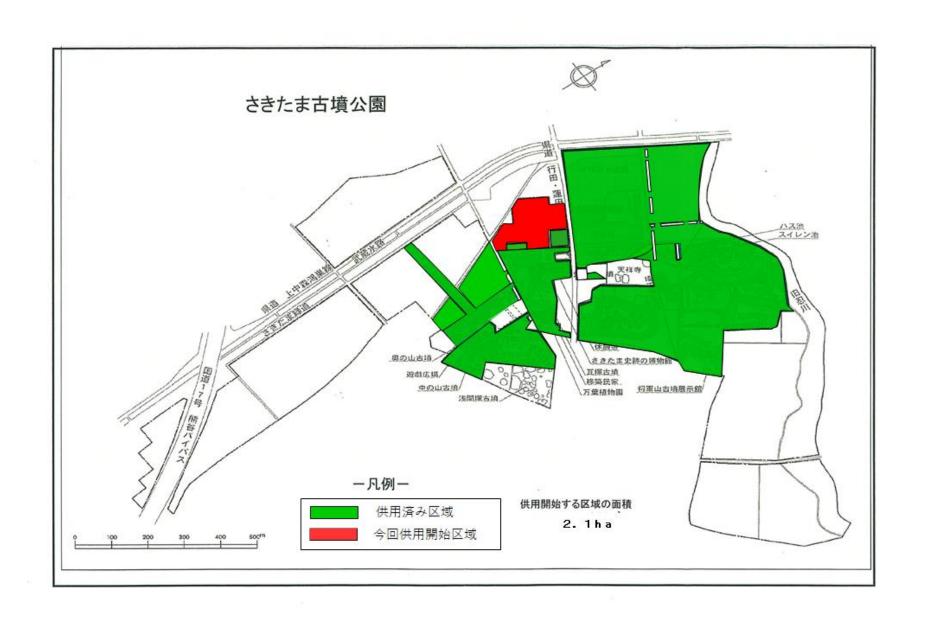
三 変更に係る区域

別図のとおり

変更に係る区域の供用開始の期日

兀

令和五年四月一日



埼玉県告示第三百五十九号

計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十北本市から北本都市計画緑地の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市 1 条第二項の規定により、 て縦覧に供する。 当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課にお

令和五年三月二十八日

埼玉県告示第三百六十号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一名称

春日部夢の森公園

二位置

埼玉県春日部市大字下大増新田地内

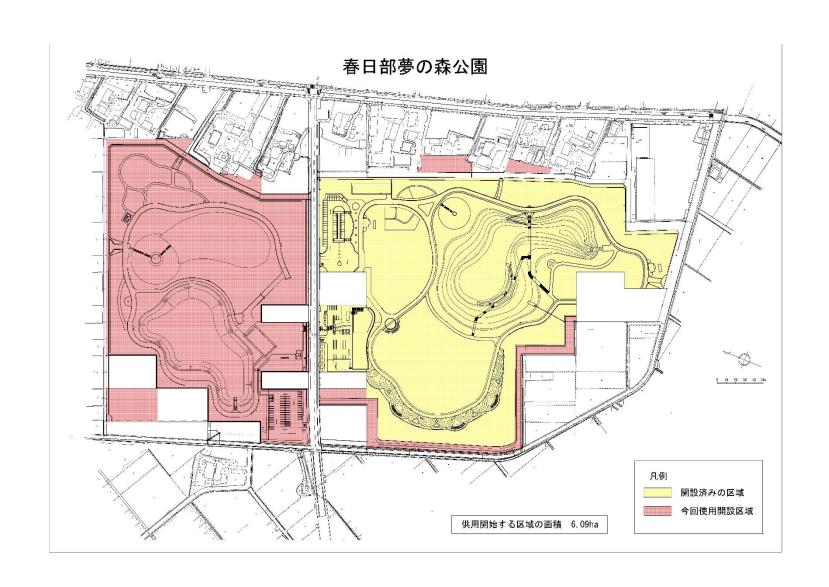
三 変更に係る区域

別図のとおり

変更に係る区域の供用開始の期日

兀

令和五年三月三十一日



埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 川越坂戸毛呂山線

三 道路の区域

新	lΞ	旧 新 別
で 堤字春日山辺一五番七地先ま	一五番七地先から同市大字小川越市大字小堤字春日山辺	区間
一〇・九六	一〇・九六~	(メートル) 敷地の幅員
一 匹 · ○ 五	(メートル) 延長	
交差点改良事業による。	備考	

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号 告 示

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

課及び埼玉県東松山県土整備事務所におい その関係図面は、 令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境 て一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

一般国道二百五十四号	路線名
比企郡小川町大字勝呂字片瀬八六二番一地先から 「郡同町大字木呂子字萬所一一九番七地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	供用開始の区間
令和五年三月二十八日	供用開始の期日
令和四年五月十七日付け埼 長告示第七号で告示した道 路予定区域の一部供用開始 である。延長一六〇・六四 メートル	備考

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

おり公示する。 の占用を制限する区域を指定することとしたので、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の 同条第三項 \mathcal{O} 規定に基づき、 規定によ り 次 道 \mathcal{O} لح 路

及 び埼玉県東松 そ の関係図面 は、 山県土整備事務所に 令 和 五年三月二十 お 1 八 て 日 か _ 般の縦覧に供する。 ら 二 週 間埼 玉県県土 整備 部 道 路 環 境 課

令和五年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

道路 \mathcal{O} 種 類 及 び 路 線 名 占用を制限す る 区域

玉 道 二百五十 · 四 号 比 企 郡 小 训 町 大字勝呂字片 瀬 八 六二番 地 先か 5

同郡同町大字木呂子字萬所一一九番七地先まで

(ただし、関係図面に表示する部分に限る。

二 制限の対象とする占用物件

たに 地 上 に設ける電柱 (占 用 \mathcal{O} 制 限 \mathcal{O} 開 始 \mathcal{O} 期 日 ょ ŋ 前 に 占用を認め 6 れ た

電柱の更新又は移設によるものを除く。)

5 に用 ただし、 地 を 確 電 保することが 柱を地上 に設 ける できないと認めら P むを得な 11 事 れる場合は、 情 が あ り、 この 当該 限り 道 路 でな \mathcal{O} 敷 地 11 外 直

三 占用を制限する理由

緊急輸送道 路 \mathcal{O} 占 用 を 制限することによ り、 災害が 発生 た場合におけ る被害

の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年三月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八号告 一示

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県東松山県土整備事務所におい て一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

道路の種類 県道

線 本田小川線

 \equiv 道路の区域

新	旧	旧 新 別
○四番地三地先まで同郡同町大字下横田字経塚八	塚八〇七番地三地先から比企郡小川町大字下横田字経	圖
	三一・五〇〜三四・〇三	(メートル) 敷地の幅員
五 一 · 七 〇		(メートル)
道路改築事業による。		備考

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号告 宗

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

課及び埼玉県東松山県土整備事務所におい その関係図面は、 令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境 て一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

県道本田小川線	路線名
部分に限る。) 部分に限る。) 部分に限る。)	供用開始の区間
令和五年三月二十八日午前十時	供用開始の期日
平成二十三年十一月二十二 日付け埼玉県東松山県土整 告示した道路予定区域の一 部供用開始である。延長一 〇二七・〇〇メートル	備考

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

うに道路の供用を開始する。

課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和五年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

一般国道二百五十四号	路線名
部分に限る。) 部分に限る。) 部分に限る。)	供用開始の区間
令和五年三月二十八日午前十時	供用開始の期日
平成二十三年十一月二十二 一部供用開始である。延長一 部供用開始である。延長一 三四・七〇メートル	備考

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十一号

おり公示する。 の占用を制限する区域を指定することとしたので、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、 同条第三項の 規定により 次 道路 \mathcal{O} لح

及び埼玉県東松山県土整備事務所にお その関係図面は、 令和五年三月二十八日 V て 一 から二週間埼 般の縦覧に供する。 玉県県土 整備 部 道 路 環 境 課

令和五年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

道路 \mathcal{O} 種 類 及び路線名 占用を制限する 区域

玉 二百五十 · 四 号 比 企 郡小川 町大字下横田字犬切七 九五番二八 地 先 か

5

同郡同町大字下横田字山田六七六番三地先まで

(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)

一 制限の対象とする占用物件

新たに地上 に設ける電柱(占用の 制限の 開 始 \mathcal{O} 期日 ょ り 前 占用を認めら れ た

電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ち ただし、 に用地を確保することが 電柱を地上に設けるやむを得ない できないと認めら 事 れる場合は、 情 が あ り、 こ の 当該道路 限り でな \mathcal{O} 地 V 直

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路 の占用を 制限することにより、 災害が 発生し た場合に おけ る被 害

の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和

五.

年三月二十九

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十二号

おり公示する。 の占用を制限する区域を指定することとしたので、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、 同条第三項 \hat{O} 規定によ ŋ 次 道路 \mathcal{O} لح

及び埼玉県東松山県土整備事務所にお そ の関係図面 は、 令和五年三月二十 八 日 V て _ カュ こら二週日 般の縦覧に供する。 間埼 玉県県土 整備 部 道 路 環 境 課

令和五年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

道路 \mathcal{O} 種 類 及 び路線名 占用を制限する 区域

熊 谷 小川 秩父線 比 企 郡 小 Ш 町 大字高谷 一三八六番四 地 先 か 6

同郡同町大字小川四五〇番四地先まで

(ただし、関係図面に表示する部分に限る。

二 制限の対象とする占用物件

たに地上に設ける電柱(占 用 \mathcal{O} 制 限 \mathcal{O} 開 始 \mathcal{O} 期 日 ょ り 前 に 占 用を認め 6 れ た

電柱の更新又は移設によるものを除く。)

5 に用 ただし、 地 を確保することができないと認めら 電柱を地上に設けるやむを得な 11 事 れる場合は、 情 が あ り、 この 当該 限り 道 路 でな \mathcal{O} 敷 地 11 外 直

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路 \mathcal{O} 占用を制限することによ り、 災害が 発生 た場合に おけ る 被害

の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和

五.

年三月二十

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十三号

おり公示する。 の占用を制限する区域を指定することとしたので、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の 同条第三項 \hat{O} 規定に基づき、 規定によ ŋ 次 道路 の と

及 び埼玉県東松山県土整備事務所にお そ の関係図面 は、 令和五年三月二十 V 八 て 日 _ カュ 般の縦覧に供する。 ら 二 週 間埼 玉県県土 整備 部 道 路 環 境 課

令和五年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

道路 \mathcal{O} 種 類 及 び 路線 名 占用を制限する)区域

深 谷 東松山線 比企郡 滑 Ш 町 大 字 羽尾二六六二番一 地 先 か 5

東松山市大字上野本一三三番二地先まで

制限の対象とする占用物件

(ただし、

関係図

面に表示する部分に限る。

たに 地上に設ける電柱(占 用 \mathcal{O} 制 限 \mathcal{O} 開 始 \mathcal{O} 期 日 ょ ŋ 前 に 占 用を認め 6 れ た

電柱の更新又は移設によるものを除く。)

5 に用 ただし、 地 を確 電 柱を地上に設ける 保することができないと認めら やむを得な 11 事 れる場合は、 情 が あ り、 この 当該 限り 道 路 でな \mathcal{O} 敷 地 11 外 直

三 占用を制限する理由

緊急輸送道 路 \mathcal{O} 占用を 制限することによ り、 災害が 発生 た場合におけ る被害

の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和

五

年三月二十

九

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十四号

おり公示する。 の占用を制限する区域を指定することとしたので、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の 同条第三項 \mathcal{O} 規定に基づき、 規定によ り 次 道 \mathcal{O} لح 路

及 び埼玉県東松 そ の関係図面 は、 山県土整備事務所にお 令 和 五年三月二十 V 八 て 日 か _ 般の縦覧に供する。 ら 二 週 間埼 玉県県土 整備 部 道 路 環 境 課

令和五年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

道路 \mathcal{O} 種 類 及 び 路 線 名 占用 を制限 す る 区域

ときがわ坂戸線 比 企 郡 心ときが わ 町 大字玉 Ш 四三 番三 地 先 か 5

同郡同町大字玉川一六一四番一地先まで

(ただし、関係図面に表示する部分に限る。

二 制限の対象とする占用物件

たに 地上に設ける電柱 (占 用 \mathcal{O} 制 限 \mathcal{O} 開 始 \mathcal{O} 期 日 ょ り 前 に 占 用を認め 5 れ た

電柱の更新又は移設によるものを除く。)

5 に用 ただし、 地 を 確 電 柱 保することが を地上 に設 ける できないと認めら P むを得な 11 事 れる場合は、 情 が あ り、 この 当該 限り 道 路 でな \mathcal{O} 敷 地 11 外 直

三 占用を制限する理由

緊急輸送道 路 \mathcal{O} 占 用 を 制限することによ り、 災害が 発生 た場合におけ る被害

の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

和

五.

年三月二十

九

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十五号

おり公示する。 の占用を制限する区域を指定することとしたので、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の 同条第三項 \mathcal{O} 規定に基づき、 規定によ ŋ 次 道路 \mathcal{O} لح

及 び埼玉県東松 そ の関係図面 は、 山県土整備事務所にお 令 和 五年三月二十 V 八 て 日 か _ 般の縦覧に供する。 ら 二 週 間埼 玉県県土 整備 部 道 路 環 境 課

令和五年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

道路 \mathcal{O} 種 類 及 び 路 線 名 占用 を制限する 区域

小 Ш 町 停 車 場線 比 企 郡 小 Ш 町 大字大塚三三番一 〇 地 先 か 6

同郡同町大字小川一〇〇番一地先まで

(ただし、

関係

义

面

に

表示する部分に

限

る。

一 制限の対象とする占用物件

たに 地 上 に設ける電柱 (占 用 \mathcal{O} 制 限 \mathcal{O} 開 始 \mathcal{O} 期 日 ょ り 前 に 占 用を認め 5 れ た

電柱の更新又は移設によるものを除く。)

5 に用 ただし、 地 を 確 電 保することが 柱を地上 に設 ける できないと認め P むを得な 5 11 事 れる場合は、 情 が あ り、 この 当該 限り 道 路 でな \mathcal{O} 敷 地 11 外 直

三 占用を制限する理由

緊急輸送道 路 \mathcal{O} 占 用 を 制限することによ り、 災害が 発生 た場合におけ る被害

の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年三月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十六号

おり公示する。 の占用を制限する区域を指定することとしたので、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、 同条第三項の 規定によ ŋ 次 道路 の と

及び埼玉県東松山県土整備事務所にお そ の関係図面 は、 令和五年三月二十八日 1 て一般の縦覧に供する。 から二週間埼 玉県県土 整備 部 道 路 環 境 課

令和五年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

道路 \mathcal{O} 種 類 及 び路線名 占用を制限する 区域

菅谷寄居線 比 企 郡嵐 Щ 町大字志賀五五 - 四番 地先か 6

同郡小川町大字中爪二六三番一地先まで

制限の対象とする占用物件

(ただし、

関係図

面

に表示する部分に限

る。

たに地上に設ける電柱(占 用 \mathcal{O} 制 限 \mathcal{O} 開 始 \mathcal{O} 期 日 ょ ŋ 前 に 占用を認め 6 れ た

電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ち に用 ただし、 地 を確保することができないと認めら 電柱を地上に設けるやむを得な V 事 れる場合は、 情が あ り、 当該道: この 限りでな 路 \mathcal{O} 敷 地 11 外 直

二 占用を制限する理由

緊急輸送道路 \mathcal{O} 占用を制限することによ り、 災害が 発生 た場合に おけ る被害

の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和

五

年三月二十

九

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県秩父県土整備事務所にお その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境 いて一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長、辻 幸 二

一 道路の種類 県道

一 路 線 名 熊谷小川秩父線

三 道路の区域

新	IΒ	旧 新 別
地先まで、「「「「「「」」」「「」」」「「」」」「「」」」「「」」」「「」」」「「」	たいう司庁官権学人保田五九四番二地秩父市定峰字久保田五九四番二地	区間
ー ・ ・ ・ ・ ・ 五 ・ 六 二	八・七五~一二・七七	(メートル)敷地の幅員
7 - - - -		(メートル)
		備考

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和五年三月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻 幸 二

熊 谷 小 川 秩	路線
文 線	名
先まで 株父市定峰字久保田五九四番二地 大まで	供用開始の区間
令和五年三月二十九日	供用開始の期日
トル 第五号で告示した がである。 世代がある。 一年 がである。 一年 の供用 に 一年 に 一年 に 一年 に 一年 に 一年 に 一十 に 一十 に 一十	備考

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和五年三月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻 幸 二

一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 二百九十九号

三 道路の区域

		旧
新	旧	新
4	Δ4-	別
九番五地先まで	秩父郡小鹿野町三山字納宮二四七三番	区間
	- 〇・〇〇	敷地の幅員
五六〇・・〇		(メートル) 長
路予定区域の一部変更路予定区域の一部変更	埼玉県秩父県土整備事令和三年九月三日付け	備考

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第八号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

その関係図面は、 令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻 幸 一

— 般 国 道	路
道 二 百 九 十	線 名
九 号 三番秩	
八五番 地先まで 大五番 地先から同郡同町三山字納宮二三七八 大五番 地先まで 大五番 地先まで 大五番 地先まで 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	供用開始の区間
令和五年三月二十八日	供用開始の期日
五九・八九メートル 日付け埼玉県 田開始である。延長 日付け埼玉県秩父県 一部供 がである。延長 一部供 がである。 が の一部供 の一部供	備考

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県 土整備部道路環境

令和五年三月二十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

長	路
海 肥 玉 線	線
	名
面に表示する部分に限る。) 九〇一番一地先まで(ただし、関係図五地先から同市児玉町小平字下河原本庄市児玉町小平字下河原本庄市児玉町小平字間本	供用開始の区間
令和五年三月二十九日	供用開始の期日
三二八・二三メートル域の一部供用開始である。延長第三号で告示した道路予定区界本庄県土整備事務所長告示平成三十年十月九日付け埼玉平成三十年十月九日付け埼玉	備考

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

お \mathcal{O} 道路法 り公示する。 占用を制限する (昭和二十七年法律第百八十号) 区域 を指定することとしたので、 第三十七 条第一 同条第三項 項 \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 沈定に基. 規定に ょ づ き、 り 次 道 \mathcal{O} لح 路

及 び埼玉県熊谷県土 そ \mathcal{O} 関係 図面 は、 整備事務所に 令 和 五年三月二十 お 1 て 八 日 __ 般 カュ <u>ら</u> 二 \mathcal{O} 縦覧に 週 間 供 埼 す 玉 る。 県 県 土 整 備 部 道 路 環 境 課

令和五年三月二十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巌

道路 \mathcal{O} 種 類 及 び 路 線 名 占用 を 制 限 す る 区 域

般 玉 道 百 兀 +号 深 谷 市 田 中字 新 堀六三七 番地 先 カュ 6 同 市 黒 田 字下 南 原

八四二番一地先まで

県道 熊 谷羽 生 線 熊 谷 市 筑波 <u>十</u> 目 一二番 地 先 か 5 同 市 末広 _ 丁 目二

五番一地先まで

同 赤 浜 小 Ш 線 大里 郡 寄居町牟 礼字蔵屋敷一〇二四 番 五. 地 先 カュ 5 同 郡

同町牟礼字東一〇五二番一地先まで

5

深

谷

市

同

荒川字天神二三〇番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

た に 地上 に 設 け る 電 柱 (占 用 \mathcal{O} 制 限 \mathcal{O} 開 始 \mathcal{O} 期 日 ょ 1) 前 に 占用 を 認 \otimes 5 れ た

電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ち に用 ただ 地 を 確 電 保 柱 す を っることが 地 上 に 設 できな け る P む V と認 を得 \emptyset な 6 11 事 れ 情 る 場合 が あ り、 は ۲ 当 該 \mathcal{O} 限 道 ŋ 路 で \mathcal{O} は 敷 な 地 外 11 直

二 占用を制限する理由

緊急輸送道路 \mathcal{O} 占用 を 制 限 す る ことに ょ り、 災害が 発 生 L た 場合 お け る 害

の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年三月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第五号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和五年三月二十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巌

針 ケ 谷 岡 線	路線名
(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)同市山河字光寂庵九七二番一地先まで深谷市山河字宅地町六二五番二地先から	供用開始の区間
令和五年三月二十八日	供用開始の期日
延長四八八・二三メートル号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。今和元年十月二十五日付け熊谷県土整備事務所長告示第六	備考

埼玉県教委告示第十一号

埼玉県教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

令和五年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 髙 田 直 芳

日時

令和五年三月二十九日 午前十一時三十分

 \equiv

 \equiv

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

当面する教育関係諸問題について

埼玉県選管告示第十四号

あった。 市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告が 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第三項の規定により、 和 光

令和五年三月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

施設の名称	所 在 地	理者
ミュニティセンター和光市白子吹上コ	八番二十一号埼玉県和光市白子三丁目	和 光 市 長
ンター 和光市向山地域セ	三十三番二十号	和 光 市 長
ター和光市南地域セン	八番四十七号	和光市長

埼玉県選管告示第十五号

8 埼玉県選挙管理委員会の保有す る 個 人情 報 \mathcal{O} 保 護 等 に 関 す る 規 程 を 次 \mathcal{O} よう 定

令和五年三月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

玉 県 選 挙管 理 委員 会 \mathcal{O} 保 有 す る個 人 情 報 \mathcal{O} 保 護等 に 関 す る 規 程

(趣旨)

第 そ 管 以 一条 和 Ŧī. 理委員 \mathcal{O} 兀 百 下 年埼玉 他必要な事項 七号。 法 会 \mathcal{O} 県条例 (以 下 以 規 لح 下 11 程 う。 令」 は 第五 を定めるも 「委員会」 個 十号。 لح 人 情 1 個 . う。 報 人 情 とい のとする。 以 \mathcal{O} 報 保 下 う。 「条例」 及 護 \mathcal{O} び個人 保護に 12 $\overline{}$ 関 す \mathcal{O} 保有 情 関 と る かす 11 報 法 · う。 る 律 す \mathcal{O} 保護に 法律 る 伞 個 施 \mathcal{O} 成 人 施行 関す 情 行 + 令 五. 報 る法 に 年 \mathcal{O} 伞 保 関 法 律施 成十 護 律 に 第 関す 行条 五 五 玉 年 + る 県 例 政 七 事 選挙 令 号。 **令** 項 第

個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第二条 8 る事項 条例第 は 次に 五条第一 掲 げ 項前段 る事 項とする。 \mathcal{O} 規定に よる 通 知に 係る 同 項第十 --- 号 \mathcal{O} 規則 等 で 定

- 一 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
- 二 条例第五条第一項第八号に該当するときは、その理由
- れ 法第 5 九 \mathcal{O} 十条第 規 定 \mathcal{O} 特 _ 項 别 ただ \mathcal{O} 手 し書又は第 続 が 定 8 5 九十 れ 7 八 11 条第 る 他 _ \mathcal{O} 項ただし書に該当するときは 法 令 \mathcal{O} 名称、 条 項 及 び そ \mathcal{O} 内

2 定める 条 例 事 第五 項 は、 条 第 当該 項 変 後 更 段 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定 予定年月 に ょ 日とす る変更 \mathcal{O} 通 知 に 係 る 同 項 第 + __ 号 \mathcal{O} 規 則 で

(条例第五条第二項第九号の規則等で定める数)

第三条 条 例 第 五条第二項第 九 号 \mathcal{O} 規 則等 で 定める数は 千 人 とす る

第五 条第二項第 十号 \mathcal{O} 規 則 等 で定め る個 人 情報 フ ア 1 ル

第 四条 る 個 人情 条例 報 第五 フ ア 条第二項第十 1 ル と する 号 \mathcal{O} 規 則等 で 定め る 個 人 情 報 フ ア 1 ル は 次 に 掲 げ

及び 給与 む。 次 若 \mathcal{O} 口 ず げ は れ 福 る か 利 者 に 厚 該 \mathcal{O} 生に 採用 当する者に 関 又 する事 は 選 定 係 項 る \mathcal{O} 又は 個 た 8 人 _ 情 \mathcal{O} れ 報 試 5 験 フ に ア 準ず 関 1 す ル る事項を記録す る で 個人 あ 0 情 て、 報 専ら フ ア そ るも 1 \mathcal{O} のイ 人 を 事

1 当 該 機 関 以 外 \mathcal{O} 行 政 機 関 等 \mathcal{O} 職 員

- ロ イに掲げる者であった者
- ハ 養者 又 例 は 第 遺 五. 条第二 族 項 第三号 に 規定す る 者 又 は 1 若 < は 口 に 掲 げ る 者 \mathcal{O} 被 扶
- に 条例 て 関 記 する 録 第 五. す 条第二項: 事 る 項 個 又 人 は 情 第三号 報 れ フ 5 ア に 1 に 準ず ル 規 で 定 る事 あ す る 0 項 7 者 を 及 記 専 び 録 5 前 す そ る \mathcal{O} 1 ŧ 人 事 \mathcal{O} 口 又 は 与 ハ 若 に 掲 げ る は 福 を 利 厚

(個人情報ファイル簿に記載する事項)

第 五. カゝ 第二条第 委員会 _ は 項第三 個 人 号 情 に 報 掲 フ げ ア る イ 事項を記 ル 簿 に 法 第 載 七 な +け 五. 条 れ 第 ば な 項 5 に な 規定 11 す る 項 \mathcal{O} ほ

(代理人が開示請求する場合の記載事項)

- 六条 掲 げ る 事項を 法 第七 開 +六 示 条第 請 求 書に 項 記 \mathcal{O} 載 規 定 L 12 な け ょ れ ŋ ば 代 な 理 6 人 な が 開 11 示 請 求 をす る場 合 は 次
- 别 法定 代 理 人 又 は 本 人の 委任 に ょ る代 理 人 以 下 任 意代 理 人 と VI う。 \mathcal{O}
- 開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 \mathcal{O} 本 人 \mathcal{O} 氏 名 生年 月 日 住 所 又 は 所 及 てバ 連
- 人委任 開示 者 請 求 \mathcal{O} 别 る 保 有 個 人 情 報 \mathcal{O} 本 人 \mathcal{O} 未成 年 成 年被 後 見 人 又 は 任 代 理

(開示請 求 書 \mathcal{O} 送付 に ょ る 開 示 請 求 に お け る 本 人 確 認 手 続 \mathcal{O} 特 例

第 七条 が す 兀 求 十二年 書を できる ることに 委員 委員 法 会に 会 律 ょ 2 第 は て 令 送付 八 開 +第二十二条 示 _ L て開 請 求 第三 をす 示 請 十条 第二 る 求 を 者 項 す \mathcal{O} (県 第 八 る 場 内 \mathcal{O} 号 合に 都 に 道 住 \mathcal{O} 所 住 府 お 県 民 を 11 票 有 7 知 \mathcal{O} 事 す は る者 保 写 住 存 本 民 に \mathcal{O} 限 提 人 基 本台 る。 出 確 認 に 代 情 帳 法 報 が え る を 開 (昭 利 示 用 和

(開示決定の際に通知すべき事項)

八 する 条 に 必 要な 事 委員 項 事 0 会 項を通 ほ は カコ 法 知 開 第 L 示 八 な \mathcal{O} +二条 け 実 施 れ ば に 第 要 な 6 す 項 な る \mathcal{O} 規 費 V 用 定 に を 負 ょ 担 り す 通 知 ベ き旨そ を する \mathcal{O} と 他 き は 開 同 項 示 \mathcal{O} に 規 実

開示の実施の方法)

九 有 げ つ、 個 示 を る 実施 方 委 文 書又 法 とす す 会 が が 記 は ること その 録 る 义 さ 画 に記記 が た 保 れ 有 だ できる場 7 す 録 V さ る る 第三号 処 文 れ 合 書 理 7 装 又 11 限 置 及 は る 及 义 び 保 る び 画 第 有 プ 個 \mathcal{O} 兀 号 保 口 存 グ に 情 掲 ラ に 報 A 支 げ \mathcal{O} 障 開 る を ょ 方 示 生 法 V) \mathcal{O} 当 ず に 実 施 該 る あ 文 お 0 \mathcal{O} 書 そ 7 方 法 又 は れ が は は 义 な 当 該 次 画 保 \mathcal{D}

7 号 は 义 規 画 定 (法 す る \$ 八 \mathcal{O} \mathcal{O} 閱 項 た だ L \mathcal{O} 規 定 が 適 用 さ れ に あ

0

- に単 書若 色刷 ル 文書 Δ を 色 で 刷 複 印 < 又 は で 写 は 画 紙 複 义 义 た に 写 画 画 印 を ŧ を L 複 画 た 複 \mathcal{O} 写機に 写 ŧ \mathcal{O} たも 交付 機 \mathcal{O} \mathcal{O} に 交付 \mathcal{O} ょ ょ た \mathcal{O} り り 日本産 だし、 交付 又は 日 本産 当 業 該 $\sum_{}$ 業 文 規 れ 規 書 格 に 格 若 Α ょ Α L 列 ŋ 列 難 < _ 番 は 11 場 义 若 以 画 L 合 下 を < に \mathcal{O} 撮 は あ 大 影し き Α 0 列 て さ 二番 た は \mathcal{O} 写 用 真 \mathcal{O} 当 紙 用 該 フ に 紙 文 単
- 三 文書又 は 义 画 を 複 写機 に ょ ŋ 用 紙 に 多 色 刷 で 複写 L た £ \mathcal{O} \mathcal{O} 交付
- 兀 0 文 7 文は で き た 义 電磁 画 を 的 ス 記 キ 録 t を ナ 電 \widehat{z} 磁 的 れ に準 記 録 媒 ず 体 る に 画 複写 像読 取 た 装 置 ŧ を \mathcal{O} \mathcal{O} 含 交 む 付 に ょ り
- 方 法とす 電磁 的 記 録 に 記 録 さ れ 7 11 る 保 有 個 人 情 報 \mathcal{O} 開 示 \mathcal{O} 実 施 \mathcal{O} 方 法 は 次 に げ る
- 電磁 的 記 録 を 用 紙 に 出 力 L た ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 閲 覧 又 は 交 付
- 的 電磁 記 録 的 媒体 記 録 を専用 に 複 写 機器 た に ŧ ょ \mathcal{O} \mathcal{O} り 再生 交付 L た ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 閲覧 聴 取 若 は 視 聴 又 は 電
- 3 と 認め 前二 項 る 方 に 法 掲げる とす 方法 ょ る 開 示 の実施 が 木 難 な 場合 あ 0 て は 委員 会 が 当

(開示の実施における本人確認手続等

- 第 掲 \mathcal{O} げる書 V ずれ 開 類 示 か を提示 決 有 定 効期間 に基づ L を有 又は き保 提出 す 有個 るも L 人 \mathcal{O} 情 な にあ け 報 れ \mathcal{O} ば 0 開 なら て 示 は、 を受け な そ 11 \mathcal{O} る 有 者は、 効期 間 委員会に 内の ŧ \mathcal{O} 対 限 次
- 一 令第二十二条第一項第一号に掲げる書類
- 委員 きな 前 会が 号に V 場合に 適当 掲げ る書類 と認 あ 0 8 て る書類 は、 をや 当該 むを 得 開 示 な を受け V 理 由 る に 者 ょ が ŋ 提示 本 人 で あ ることを 又 は 提 出 確 す 認 るこ す る لح た が 8 で
- な よる 写 \mathcal{O} 通 送付 知 に 係 \mathcal{O} 方法に る 書 面 より そ \mathcal{O} 開 他 示 \mathcal{O} 委員 \mathcal{O} 実 会が 施 を 適 求 当と \emptyset る 認 者 \Diamond は る 書 法 類 第 を 八 +提 ·二 条 出 L な 第 け __ れ 項 \mathcal{O} ば な 規 b 定
- 3 員会が は 法第七 当該 適当 代 +理 六 と 認 条第二 人 \otimes は る 項 Ł 戸 籍 \mathcal{O} \mathcal{O} を委員 謄 規 本、 定に 会に 委任 ょ ŋ 提示 状そ 開 示 請 \mathcal{O} 求 他 又 を \mathcal{O} は そ L 提 \mathcal{O} た 出 資 代 格 理 な を 人 け 証 が 明 れ 開 す ば 示 な る を 5 書 受 な 類 け عُ る 場 合 て

訂 正 請 求 等 に 関 す る 代 理 人 \mathcal{O} 記 載 事 項 及 び 本 確 認 手 続 \mathcal{O} 特 例 \mathcal{O} 進 用

る。 \mathcal{O} 第六 場合 条 及 お CK 11 第 て、 七 第六 条 \mathcal{O} 条 規 中 定 は 「第七 訂 +正 -六条 請 求 第二 及 び 項 利 用 とあ 停 止 請 る 求 \mathcal{O} は に 0 11 訂 正 7 請 準 求 用 に す

用 ٢, 0 する令 V 第七 て 第二十二条第二項第二号」 「第 中 九 「第二十二条第二項第二号」 十条第二項」 利 と読 用停 4 止 替え とあ 請 求 に る る Ł \mathcal{O} 0 は \mathcal{O} 11 とする。 て は 「第二十 「第 九 九 条 八 、条第二 12 お VI 項 て

(委任)

十二条 +人情報フ ての 一条の 事 ア 務 規定に基づ 委員 のう ル 会 に É は、 0 法第七 < 11 埼 て、 玉県 事務を含 十 五 個 総 務 人 情報 条第 む。 部 文 書課 フ 項 ア を委任する。 1 \mathcal{O} 長 ル 規 に 簿 定に 対 を作 し ょ り、 成 法 に基づ 委員会が 公表する事務 行 保 政 有 L \mathcal{O} T (令第二 11 長 る 個

(開示請 求等に係る 書面 \mathcal{O} 提出 先

十三条 る 書面 \mathcal{O} 法第七十 出 は 埼 七 玉 条 県総 第 項、 務部 文書 第九 課 + を _ 経 条 由 第 --- 項 て 行う 又 は ことが 第 九 +で 九 きる 条 第 項 規定 す

(様式

関する規則 · 四 条 次 \mathcal{O} (令和五 各 号に 掲 年埼玉県規 げ る 書面 則 等 第 \mathcal{O} 五号) 様 式 は に定め 知 事 る \mathcal{O} 例 保 に 有 よる す Ź 個 情 \mathcal{O}

法第七 +-七条第 _ 項 \mathcal{O} 書面

書面 法第八 十二条第一項に 規定する保有 個 人 情 報 \mathcal{O} 全 部 \mathcal{O} 開 示を決定し た 場 合 \mathcal{O}

Ξ 書面 法第 八 十二条第 項 に 規定す 、る保有 個 情 報 \mathcal{O} 部 \mathcal{O} 開 示を決定した場合 \mathcal{O}

兀 法第 八 + 二条第二項 \mathcal{O} 書 面

Ŧī. 法第 十三条第 二項 \mathcal{O} 書 面

六 法第 兀 条の 書面

七 法第八 + 五. 条第 一項前 段 \mathcal{O} 規 定 に 係 る

法第八 +五. 条第 _ 項後段の 書 面

九八 法第八 +六条第 _ 項 \mathcal{O} 規定 12 ょ る 通 知 に 係 る 書面

+法第 八 +-六条第二 項 0 書面

法第 十六 条第 一項 又は 第二 項 \mathcal{O} 意 見

+ = 法 八 +六 条第三 項 法 第 百 七 条第 _ 項 に お 11 て 準 用 す る場合を含

 \mathcal{O} 書面

十三 法第 八 + 七 条第三項 \mathcal{O} 定 ょ る 申 出 る書面

十四四 第 九 +条第 項 \mathcal{O} 書面

十五 第 九 十三 一条 第 項 \mathcal{O} 書面

十六 第 九 十三条第 二項 \mathcal{O} 書面

十七 法 第 九 + 兀 条第二項 \mathcal{O} 書面

十八 法第九十五条の書面

十九 法第九十六条第一項前段の規定に係る書面

二十 法第九十六条第一項後段の書面

二十一 法第九十七条の書面

二十二 法第九十九条第一項の書面

二十三 法第百一条第一項の書面

二十四 法第百一条第二項の書面

二十六 法第百三条の書面 二十五 法第百二条第二項の書面

一十七 法第百五条第三項におい て準用する同条第二項の規定による通知に係る

書面

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。

2 (埼玉県選挙管理委員会 埼 玉 県選挙管理委員会の保有する の保 有 す Ź 個人情報の保護等 個 人情報の保護等 に関する規程 に関する規程 \mathcal{O} (平成十七年 廃止)

埼玉県選管告示第二十六号)は、廃止する。

埼玉県選管告示第十六号

投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。 第二号(他の政令において準用し、又は例による場合を含む。)の規定による不在者 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項

令和五年三月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

病	老 人 ホ	種
院	7. 1 4	別
介護老人保健施設 さんとめ 医療生協さいたま生活協同組合	特別養護老人ホーム みちみち大宮社会福祉法人光彩会	施設の開設主体及び名称
七番地	丁目六十九番地七埼玉県さいたま市北区植竹町二	所 在 地

埼玉県選管告示第十七号

投票を行うことができる施設から、 第二号(他の政令において準用し、 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項 又は例による場合を含む。) の規定による不在者 次のとおり名称の異動の届出があった。

令和五年三月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

IΒ	新	旧	新	
特別養護老人ホームとわの郷社会福祉法人川口長生会	特別養護老人ホームとわの郷社会福祉法人ひふみ会	特別養護老人ホーム(さざんかの郷社会福祉法人川口長生会)	特別養護老人ホーム(さざんかの郷社会福祉法人ひふみ会)	施設の開設主体及び名称
	埼玉県川口市大字赤山七十六番地	番地	- 埼玉県川口市大字新井宿八百二十四	所在地

埼玉県監査委員告示第五号

玉県監査委員 和 五. 年三月二十 \mathcal{O} 保有する個 八 日 情 報 \mathcal{O} 保 護 等 に 関する 規 程 を次 \mathcal{O} ょ う に 定 \Diamond

埼玉県監査委員 小 山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小 川 真一郎

埼玉県監査委員 新 井

(趣旨)

埼玉

県

監

查委員

 \mathcal{O}

保有

す

る

個

人情

報

 \mathcal{O}

保護等に関す

る

規

程

保 五百 以下 一条 和 四年埼 有する個 七号。 法 玉 \mathcal{O} 県 条 以下 とい 人情 規 程 例第五 う。 令」 報 は \mathcal{O} 保 十号。 護に لح 人 1 情 個 う 関する事項その 報 情報 以 \mathcal{O} 下 $\overline{}$ 保 条例」 及 0 護 び個 保 に 護に 関 す 人 情報 関する という。 他必要な る 法 律 \mathcal{O} 保護に 法律 棄 $\overline{}$ 事 施 項を定め \mathcal{O} 成 施行に 関す 行 +五 令 る法律施行条例 年 平 法 関 る し、 成 律 ŧ 十五 \mathcal{O} 第 とする。 監査委員 五 年 +政 七 令第 (令 \mathcal{O}

個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第二条 め る事項は 条例 第五条第 次 に掲 げ _ 項前段 る事 項とす \mathcal{O} 規定に る ょ る 通知に 係 る 同 項第 +--- 号 \mathcal{O} 規則 (等で定

- 個人 情 報 フ ア 1 ル \mathcal{O} 保 有開 始 の予 定 年 月 日
- 二 条例第五条第一項第八号に該当するときは、その理由
- ۲ れ 法 第 5 九 \mathcal{O} +規 条第 定 \mathcal{O} 特 項 别 ただ \mathcal{O} 手 , 続 が し書又は 定め 第 6 九十 れ 7 八条第一 11 る 他 \mathcal{O} 項 法 ただし書に該当するときは、 令 \mathcal{O} 名 称、 条 項 及 び その内

.

2 条 例 第 五. 条 第 _ 項 後 段 \mathcal{O} 規定 に ょ る 変更 \mathcal{O} 通 知 係 る 同 項 第 +--- 号 \mathcal{O} 規 則 等 で

定める事項は、当該変更の予定年月日とする。

(条例第五条第二項第九号の規則等で定める数)

第三条 条 例 第五条第二項第 九 号 \mathcal{O} 規 則等 で 定める数は 千 人 とする。

(条例 第五条第二項第 十号 \mathcal{O} 規 則 等 · で 定 8 る個 人情報フ ア 1 ル

第 四条 条例第五条第二項第十 号 \mathcal{O} 規 則等 で 定め る個 人情 報 フ ア イ ル は、 次

る個人情報ファイルとする。

事、 Ł \mathcal{O} 次 給与若 \mathcal{O} **イ** 及 ず び れ < か 口 に に は 掲 該 福 げ 利 当する者 る 厚 生に 者 \mathcal{O} に 採 関 ける事 用 係 又 る は 個 選 項 人 定 情 又 はこ \mathcal{O} 報 た フ れ \emptyset ア 5 \mathcal{O} 1 に 試 ル 準 験 で に ず あ Ź 関 0 事 す て、 る個 項 を記 専 人情 6 録 そ する \mathcal{O} フ

アイ

ル

を含

- イ 機 関 外 \mathcal{O} 行 政 機 関 \mathcal{O} 職
- ハロ イ 掲 げ る 者 で あ 0 た

例

第五

条

第二

一項第三号

に

規

定す

,る者又

は

1

若

<

は

口

に

掲

げ

る

者

 \mathcal{O}

被

扶

- 条 例 養者又 第 五. は 条第二 遺 族 項 第三号 規 定 する 者 及 び 前 号 1 口 又 は ハ に 掲 げ る 者 を 併
- 生に て 関する 記 録 す 事 る 項 又 個 人 は 情 報 れ フ 5 ア に イ 準 ル ず で る事 あ 0 項 て を 記録す 専 5 そ る \mathcal{O} 人 ŧ 事 \mathcal{O} 給 与 若 は 利 厚
- (個 人 情報 フ ア 1 ル 簿 に記 記載する 事項
- 第 五. (代理人 ほ カュ 条 第二条第 監査委員 が 開 示 請求す は 項 第 個 る場合 三号 人情報 12 掲げ \mathcal{O} フ 記 ア 載 る 事項を 事項) ル 簿 に 法第 記 載 七 L +な け Ŧī. 条第 れ ば なら _ 項 12 な 規定 11 す る 事 項 \mathcal{O}
- 六条 掲 げ る 事項を開示請 法第七十六条第二項 求 書に 記 \mathcal{O} 載 規定により L な け れ ば 代 な 理 ら 人 な が 1 開 示 請 求 をす ん場合 に は 次 に
- 別 法定代 理 人又は本 人の 委任に よる代 理 人 以 下 任 意 代 理 人 と VI う \mathcal{O}

開

示

請

求

に

係

る

保

有

個

人

情

報

 \mathcal{O}

本

人

 \mathcal{O}

氏

名、

生

年

月

日

住

所

又

は

所

及

てバ

連

- 人委任 開示 請 \mathcal{O} 求 別 係 る 保 有 個 人 情 報 \mathcal{O} 本 人 \mathcal{O} 未 成 年 者、 成 年被 後 見 人 又 は 任 意
- 開 示 請 求 書 \mathcal{O} 送付 に ょ る 開 示 請 求 に お け る 本 人 確 認 手 続 \mathcal{O} 特 例
- と 請 七 和 ができる することに 求書 条 四十二年 を監 監 查 法 査 委員 律第八 一委員 ょ 0 は T に 送付 令 + 開 示 第二十二条 _ 号) L 請 7 求 第三十条 開 を 示 す 第二 請 る 求 者 項 \mathcal{O} をす (県 第 八 る場合 二号 \mathcal{O} 内 都 に 道 住 \mathcal{O} 府 所を 住 に 民 県 お 票 知 有 11 する 事保 て \mathcal{O} は、 写 者に 存 し 住民 本 \mathcal{O} 限 提 人確認情 基本台 る。 出 に 代 [帳法 報 え が る 開 (昭 利 示
- 開 示 決 定 \mathcal{O} 際 に 通 知 す ベ き事 項
- 第 実施に 八条 規定する事 必 監 查委員 要な 項 事 \mathcal{O} 項を通 ほ は か、 法第 開 知 八 示 な \mathcal{O} 十二条第 実施に け れ ば 要す なら 項 Ś な \mathcal{O} 費用を負 規定 11 に ょ 担 ŋ す 通 ベ 知 き旨そ をす る \mathcal{O} 他当該 き 同 項 示
- 開 示 \mathcal{O} 実施 \mathcal{O} 方法
- 第 九 有 カュ 個 げ つ、 る 情 方 監 文 査 書 一委員 が 又 す 記 は がそ る。 録 义 さ 画 \mathcal{O} れ た 12 だ 保 て 記 記録され 有 11 る す 第三号 る 文 書 処 7 理装置 又 11 は 及 る 义 び 保 及 画 第 有 び 兀 個 \mathcal{O} 保 号 プ 情 存 に 口 に支 掲 グ 報 ラ げ \mathcal{O} 障を生 開 Δ る 方 に 示 法 ょ \mathcal{O} ず ŋ に 実 当 る あ 施 該 お \mathcal{O} 0 文書又 そ 方 T れ は 法 が は は 当 な 該 义 保 画

の開示を実施することができる場合に限る。

- 7 は 文 書 次号に 又 は 义 規 画 定す 法 る 第 ŧ) 八 \mathcal{O} 条 \mathcal{O} 閲 第 項 た だ L 書 \mathcal{O} 規 定 が 適 用 さ れ る 場合 に あ 0
- に単色 書若し 色刷 ル ムを印 文書 で 刷 複 又 < は で 写 画 は 紙 複 义 义 一画を複 に 写 た 画 印 を ŧ 画 た 複 \mathcal{O} 写機に 写機 \mathcal{O} L たも 交付。 \mathcal{O} \mathcal{O} に 交付 ょ ょ \mathcal{O} ŋ り た \mathcal{O} 日本産 交付 又は だ 日 Ļ 本産 当 業規 該 業 文書 規 れ 格 に 若 ょ Α Α 列 り 列 難 三 __ 番 は V 場 若 以 义 画 L 合 下 を < 12 \mathcal{O} 撮 は あ 大 Α き 0 列二番 L て さ た写 は \mathcal{O} 用 真 \mathcal{O} 当 紙 用 該 フ に 紙 文 単
- 三 文書 又 は 义 画 · を 複 写機 に ょ ŋ 用 紙 に 多 色刷 で 複 写 L た ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 交付
- 兀 文 0 T 書 又 で は き た 図 電 画 磁 を ス 的 丰 記 録 t を ナ 電 $\widehat{\mathcal{L}}$ 磁 的 れ に準 記 録 媒 ず 体 る に 画 複 像 写 読 取 た 装 ŧ 置 を \mathcal{O} \mathcal{O} 含 交 む 付 12 ょ り
- 方 法とす 電磁 的 رِ چ و 記 録 に 記録 さ れ 7 11 る 保 有 個 人 情 報 \mathcal{O} 開 示 \mathcal{O} 実 施 \mathcal{O} 方 法 は 次 に 掲 げ る
- 電磁 的 記 録 を 用 紙 に 出 力 L た £ \mathcal{O} \mathcal{O} 閲 覧 又 は 交付
- 的 電 記 磁 録 的 記 媒 記録を専 体 に 複 用 写 機 L た 器 に t ょ \mathcal{O} \mathcal{O} り 再生 交 付 た ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 閲覧 聴 取 若 は 聴 又 は 雷
- 3 当と認 前二 8 項 る 方 掲げる方法 法とす 12 ょ る 開 示 の実施が が 木 難 な 場 合 に あ 0 て は 監 査 が 適

(開示の実施における本人確認手続等)

- 第十条 に \mathcal{O} 11 掲げ ずれ る 開 示 カュ を 提 類(有 決 定に基づき保有個 示 期 間を有する 又は 提出 人情報 L ŧ, な \mathcal{O} け にあ れ \mathcal{O} ば 開示を受け 0 なら て は、 な VI そ $\bar{\mathcal{O}}$ る 者 有 は 効 期 間 監 内 査 \mathcal{O} 委 員 Ł に \mathcal{O} に 対 る。)
- 一 令第二十二条第一項第一号に掲げる書類
- 監査 きな 前 委 号 11 場合に 員 が 掲げ 適当と認 あっ る書類 7 をや める は、 書類 当該 むを得な 開 示 を受け 7) 理 由 る者 に ょ が り 提示 本 人 で L あ るこ 又 は کے 提 を 出 確 す 認 るこ す と る た が 8 で
- に ら よる な \mathcal{O} 送 付 知 に 係 \mathcal{O} る書面 方法に そ ょ \mathcal{O} り 他 開 示 \mathcal{O} 監 \mathcal{O} 査委員 実 施 を が 求 適当と \emptyset る 者 認 は 8 る 法 書 第 類 八 を +提 条 出 第 L な _ け 項 n \mathcal{O} ば 規 な 定
- 3 査 法第七 訂 委員 当該 正 が 十六 求 適 等 理 当 条第二 لح 関 認 は す \otimes 項 る る 戸 代 籍 ŧ \mathcal{O} 理 謄 規 \mathcal{O} 人 定 を 本 監 に \mathcal{O} 記 査 委任 ょ 委員 載 ŋ 事 状 開 項 に そ 示 及 提 請 \mathcal{O} び 示 他 求 本 を \mathcal{O} そ L 確 た 又 \mathcal{O} 認 は 資 代 手 提 格 理 続 出 を 人 証 が \mathcal{O} L な 明 開 例 け す 示 \mathcal{O} れ る を ば 書 受 なら 類 け لح る な 場 7 合 監

六 条 及 び 第 七 \mathcal{O} 規 定 は 訂 正 請 求 及 び 利 用 停 止 請 求 に 0 11 7 準 用 す

۲, る。 0 でする令 第七 ては 場合 第二十二条第二項第二号」 「第 中 九 「第二十二条第二項第二号」 十条第二項」 お 11 て、 第六 条中 Ł, 利 「第七 と読 用停 4 止 替え とあ 六条第二 請 求 る に る ŧ \mathcal{O} 9 は 項 V \mathcal{O} と て とあ する は 「第二十 「第 る 九 \mathcal{O} 九 条 条第二 に 訂正 お 11 項 求 て 淮 12

(委任)

十二条 第二十 として る 人 0 情 一条の規定に 報フ 監査 務 ア \mathcal{O} 委 う 1 員 ル ち は 基 に ーづく 法第 0 玉 県 事務を含 て 七 総 個 五条第一 務 人情報フ 部 文書課 む。 項 を委任、 ア \mathcal{O} 長 規定 に 1 ル 対 簿 す に を作 Ź ょ り、 成 に 監査 基 Ĺ づ 一委員が 公表する事 行 政 保有 関 \mathcal{O} 長 て **令**

開 示 請 求等 に 係る 書 面 \mathcal{O} 提出 先

十三条 る 書面 \mathcal{O} 法第 出 は、 七十 埼 玉 七 条 県総 第 項、 務 部 文書 第 九 課 +を 経 条 第 由 項 て 行 又 うこ は 第 とが 九 +で 九 き 条 第 項 定 す

(様式

関 · 四 条 する規 텘 次 \mathcal{O} **令** 各号 和五 に 年 掲 埼 げ 玉 る 一県規 書面 則 等 第 \mathcal{O} 五号) 様 式 は に 定め 知 事 る \mathcal{O} 例 保 に 有 よる す る 情 \mathcal{O} 保

法第七 + -七条第 _ 項 \mathcal{O} 書 面

法 第 八 十二条第一 項に 見規定す る 保 有 個 人 情 \mathcal{O} 全 部 \mathcal{O} 開 示 を決 定 た 場 合 \mathcal{O}

三 書面 法第 八 十二条第 項 に 規定す る 保 有 個 情 報 \mathcal{O} 部 \mathcal{O} 開 示 を決定し た場合 \mathcal{O}

兀 法第 二条第二 項 \mathcal{O} 面

Ŧī. 第 ·三条第 二項 \mathcal{O} 面

六 法第 条 \mathcal{O} 書面

七 法第 +五. 条第 項 前 段 \mathcal{O} 規 定 に 係 る

九八 法第八 +五. 条第 項後 段 \mathcal{O} 書 面

法第 八 + 六 条第 _ 項 \mathcal{O} 規定 に ょ る 通 知 に る 面

法 第 八 +六 、条第二 項 \mathcal{O} 書 面

法 十六条第 一項 又 は 第二 項 \mathcal{O} 意 見

+ = 法 八 +六 条第三 項 法 第 百 七 条 第 --- 項 に お 11 T 準 用 す る場合を含

 \mathcal{O} 書面

十三 法 第 八 七 条第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 申 出 る 面

十四四 第 九 + 条 第 項 \mathcal{O} 面

十五 第 九 十三 条第 項 \mathcal{O} 書面

十六 法 第 九 十三条第二 項 \mathcal{O} 書面

法第九 十四条第二項 0 書面

九 十五条 水の書面

十九 法第九 十六条第一項前 段 の規定に係る書面

 $\frac{-}{+}$ 法第九 十六条第一項後段 \mathcal{O} 書 面

<u>-</u> + -法第九十 七条の書面

<u>-</u>+ -法第九十九条第一項の書 面

二十四 二十三 法第百一条第二項 法第百一条第一項の \mathcal{O} 書面 書面

二 十 五 \mathcal{O} 書面

二 十 六 法第百三条の書面 法第百二条第二項

二十七 法第百五条第三項 に お 11 て準用する同条第二項の規定による通知に係る

書面

則

(施行 1期日)

1 この告示は、 令和五年四 月 日日 から施行する。

(埼 玉 県監査委員 の保有す Ś 個 人 情 報 \mathcal{O} 保 護等に関す んる規程 の廃止

2 埼玉県監査委員の保有する個 人情報 \mathcal{O} 保護等に関する規程 (平成十七年埼玉県

監査委員告示第七号) は、 廃止する。

埼玉県労働委員会告示第一号

玉県労働委員会の保有する個 人情 報 \mathcal{O} 保 護 等 に関 する規程を次 \mathcal{O} よう É 定 \otimes る

令和五年三月二十八_日

埼玉県労働委員会会長 青 木 孝 明

玉 県 労 働 委員 会 \mathcal{O} 保有す る 個 人情 報 \mathcal{O} 保 派護等に 関 する 規 程

(趣旨)

第 和 五百 以下 一条 \mathcal{O} (個 保有する 四年埼玉 人情報 [七号。 法」 \mathcal{O} ファ 個 とい 規定 県条例第五 以 [人情報 下 う。 イ は 令」 ル \mathcal{O} .. の 保護に 十号。 لح 人情報 保有等に 11 個 う。 人情報 関 以 \mathcal{O} 関 す 保 下 する事前 る事項そ 「条例」 及 護 \mathcal{O} び個人 保護に に 関 す 関する とい 情 る法 通 \mathcal{O} 知) 他 報 必 う。 律 \mathcal{O} 保護に 法律 要な 伞 施 事 成 \mathcal{O} 施行 行令 関する法 十 五 項を定め 年法 12 平 関 律第五 成十 る 律 施行条 ŧ 労働 五. \mathcal{O} 年 とする。 +委員会 例 政 七 令第 **令**

第二条 める事項は、 条例第五条第一 次に掲 げ 項前段 る事 項とする。 \mathcal{O} 規定に よる 通知に 係る 同 項第十 __ 号 \mathcal{O} 規 則 等で定

- 一 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
- 二 条例第五条第一項第八号に該当するときは、その理由
- これ 法 第九十条第一 5 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 特 項 別 ただし書又は第九十 の手続が 定め 5 れ て 八条第一 V る他 \mathcal{O} 法 項ただし書に該当するときは、 令 \mathcal{O} 名称、 条項 及びその 内
- 2 定 める事項は、 条例 第 五. 条 第 当該 項 変 後 更 段 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定に 予定年月 ょ 日とす る 変更 \mathcal{O} 通 知 係 る 同 項 第 +__ 号 \mathcal{O} 規 則 で

(条例第五条第二項第九号の規則等で定める数)

第三条 条例第五条第二項第九 号 \mathcal{O} 規 則等 で 定める数は、 千 人とす る

(条例 第五条第二項第十号 \mathcal{O} 規 則 等 で定め る個 人情報 フ ア 1 ル

第 四条 る 個人情報 条例 ファ 第五条第二項第十 1 ルとする 号 \mathcal{O} 規 則等 で 定める 個 人 情 報 フ ア 1 ル は、 次 掲 げ

む。 及 び 給与若 次 0 口 に 11 掲げ ず は れ 福 る者 か 利 に 厚生に関する事項又は 該当する者に \mathcal{O} 採用 又は 選定 係 る個 \mathcal{O} た \emptyset 人 これらに準ずる事項を記録するも 情 \mathcal{O} 報 試験に関す フ ア 1 ル る個人情報フ で あ 0 て、 専らその ア 1 ルを含 の(イ 人 事、

- イ 当 該 機 関 以 外 \mathcal{O} 行 政 機 関 等 \mathcal{O} 職 員
- ロ イに掲げる者であった者
- 条 第 五. 全条第二 項第三号に 規定する者又は イ 若 < は 口 に 掲げ る者 \mathcal{O} 被 扶

養者又は遺族

せ に て 関 記 例 する 録 第 す 五. 条第二 事 る 個 項 又 は 項 これ 報 第三号 フ 5 ア に 1 準 規 ル ず で 定 る事 あ する 0 て 者 項 を 及 記 び 専 録 5 前 す そ る \mathcal{O} ŧ 人 事 \mathcal{O} 口 又 給 は 与 ハ 若 に 掲 げ < は る 福 者 利 を 併 厚

(個人情報ファイル簿に記載する事項)

五. \mathcal{O} (代理人が 条 ほ か 労働委員 第二条第一項 開 示 会 請 ポオ は、 る場合 第三号 個 情 \mathcal{O} に 報 記 掲げ フ 載 ア 事項) る事 イ ル 項 簿 を 12 記 法 載 第 七 な +け 五. 条 れ ば 第 な 5 項 な に 規定 す 項

六条 掲 げ る事 法 定 法 代 項 第 を 七 理 開 +人 又は 示 六 条第二項 請 本 求 書に 人 \mathcal{O} 記 委任 \mathcal{O} 規定に 載 に な ょ る け ょ 代 れ ŋ 理 ば 代 な 理 人 6 人 议 な が 開 下 示 任 請 意代 求 を す 理 る場合 人 لح 11 う。 は 次 \mathcal{O}

别 開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 \mathcal{O} 本 人 \mathcal{O} 氏 名、 生 年 月 日 住 所 又 は 居 所 及 てド 連

委任 開示 者 請 \mathcal{O} 求 別 に 係 る 保 有 個 人 情 報 \mathcal{O} 本 人 \mathcal{O} 未成年 成 年被 後 見 人 又 は 任 代 理

開 示 請 求 書 \mathcal{O} 送付 に ょ る 開 示 請 求 に お け る 本 人 確 認 手 続 \mathcal{O} 例

第 七条 え 示 ることが を利 請求 (昭 · 書 を 用 和 労働 す 兀 労働委員 委員会 で ることに 十二年法 きる は 律第 숲 ょ に送付 開 0 7 八 示 請 +令第二十二条第二項 _ L 求 号) て 開 をする者 第三十 示請 求 (県内 条 をす \mathcal{O} 第二 八 る に 場 住 \mathcal{O} 号 合 都 所 \mathcal{O} 道 に を 有す 住 府 お 県 民 V ん者に 7 票 知 は、 \mathcal{O} 事 保 写 存 住 限 本 民 る。 \mathcal{O} 提 人確 基 本台 認 が 情

(開示決定の際に通知すべき事項)

八条 \mathcal{O} 実施 規定 に する 労働 必 委員会 要な 事項 事 \mathcal{O} 項を ほ は か 法第 通 開示 知 L 八 八十二条第 な \mathcal{O} 実施 け れ ば に な 要 _ b す 項 な る \mathcal{O} 費用 規定 11 を に 負 ょ 担 り す 通 ベ 知 き旨 をす そ る と \mathcal{O} 他当 き は 開 同 示 項

開示の実施の方法)

九 画 有 つ、 げ \mathcal{O} 開 示 情 方 文 労 報 法 委員 又 が す 記 は す 会 録 る 义 るこ が 画 さ そ れ た 12 と だ 記 \mathcal{O} て 保 が V 録 有 る で さ 文書 きる 第三号 す れ る て 場合に 又 処 11 理装 は 及 る 义 び 保 限 置 画 第 有 る。 及 兀 \mathcal{O} 個 び 保 号 人 存 情 に プ 掲 口 に 報 支 げ グ \mathcal{O} 障 ラ る 開 を生 方 Δ 示 法 に \mathcal{O} ず ょ に 実 る 施 n あ 当 お \mathcal{O} 0 該 そ 7 方 文書 n は 法 が は 又 な 当 は 該 次 义 保

7 は 号 に 規 画 定す 法 第 る ŧ 八 十七 \mathcal{O} 条第 \mathcal{O} 閲 項 た だ 書 \mathcal{O} 規 定 が 適 用 さ れ る 場合 0

- に単 書若 ル Δ 文 を 色 で 刷 印 < 複 で 写 画 は は 紙 複 义 义 に 写 画 た 画 を複 印 L ŧ を 画 た \mathcal{O} 写機 写 L \mathcal{O} たも 機 交 付 \mathcal{O} E \mathcal{O} 交付 ょ ょ \mathcal{O} \mathcal{O} ŋ た り 交 又 日 だ 日 本産 本産 付 は 当 業規 該 業 規 文 れ 書 格 12 若 ょ Α Α L 列 り 列 難 \equiv 番 は い 場 义 若 以 画 L 合 下 を < に \mathcal{O} 撮 は あ 大 影 き Α 0 L 列 て た は 写 用 真 \mathcal{O} 当 用 該 フ 文 紙 1
- 三 文 書 又 は 义 画 を 複 写機に ょ り 用 紙 に 多 色 刷 で 複 写 た £ \mathcal{O} \mathcal{O} 交付
- 兀 取 文 0 7 で 又 き は た 义 電磁的 画 を ス 記録 丰 t を ナ 電 \widehat{z} 磁 的 れ 記 に 進 録 媒 ず 体 る に 画 複写し 像 読 取 た 装 Ł 置 を含 \mathcal{O} \mathcal{O} 交 む。 に ょ り 4
- 方 法とす 電磁 的 記 録 記録さ れ 7 11 る 保 有 個 人 情 報 \mathcal{O} 開示 \mathcal{O} 実 施 \mathcal{O} 方法 は 次 に 掲 げ る
- 磁 的 記 録 を 用 紙 に 出 力 L た ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 閲 覧 又 は 交 付
- 電磁 的 記 録 的 媒体 記 録 を専 に 複 用 写 機器 た ŧ に ょ \mathcal{O} \mathcal{O} り 交付 再 生 た Ł \mathcal{O} \mathcal{O} 閲 覧 聴 取 若 は 又 は
- 適当と 前二項に 認 め る方 掲げ 法とす る方法 る。 に ょ る 開 示 \mathcal{O} 実施 が 木 難 な 場 合 に あ 0 て は 労働 委員 会 が

開 示 \mathcal{O} 実 施 に お け る 本 人 確 認 手 続 等

十条 る。 次に掲げ 開 1 る 示 書類 ず 決 れ 定 かを に (有 基 提 づ 効 き保 示 期 L 間 を有 有 又は 個 する 人 情 提 出 ŧ 報 \mathcal{O} \mathcal{O} な 開 に け あ 示 を受 n 0 ば 7 な は け る 5 そ な 者 \mathcal{O} は 11 有 効期 労 働 委員 間 内 会 \mathcal{O} Ł 対 \mathcal{O}

L

令第二十二 条第 _ 項第 _ 号に 掲 げ る 書 類

 \mathcal{O}

- きな 前号 委員会が V 場 合 掲 12 げ る書 適 あ 当 9 類 と て をや 認 は、 \emptyset むを 当 る 書 該 類 開 得 示 な を受 11 理 け 由 る に 者 ょ が ŋ 提示 本 人 で あ るこ 又 は لح 提 を 出 確 す 認 るこ す る لح た が で
- なら よる 写 な \mathcal{O} 通 知に 送 付 係 \mathcal{O} 方法 る 書面 に そ ょ り \mathcal{O} 他 開 示 \mathcal{O} 労働 \mathcal{O} 実 委員 施 を 会 求 が \Diamond 適当 る 者 لح は 認 \emptyset 法 る 第 書 八 十 二 類 を 提 条 出 第 L な 項 け \mathcal{O} 規 れ ば 定
- 働委員 は 1 法第七 当該 会が 代 適当 理 六 条 第二 لح は 認 項 \emptyset 戸 籍 る \mathcal{O} ŧ 謄 規 本、 定 \mathcal{O} を に 労働 委任 ょ り 委員 状 開 そ 示 会 \mathcal{O} 請 12 他 求 提 \mathcal{O} を そ 示 L \mathcal{O} た 資 代 格 理 又 は を 人 提 証 が 明 出 開 L す 示 な る を け 書 受 れ 類 け ば る لح 場 な て

訂 正 請 求 等 に 関 す る 代 理 人 \mathcal{O} 記 載 事 項 及 び 本 人 確 認 手 続 \mathcal{O} 例 \mathcal{O} 進 用

+る。 0 11 て は 第 第 合 六 条 九 +お 及 条 11 び 第二 て 第 七 項 第六 条 \mathcal{O} ٢, 条 規 中 定 利 は 第七 用 停 訂 $\overline{+}$ 正 止 六六条 請 請 求 求 に 第 及 び 0 項」 利 11 用 て は と 停 あ 止 第 る 請 九 \mathcal{O} 求 +は に 0 条第二 訂 正 7 準 項 求 用 す

第七 条中 「第二十二条第二項第二号」 とあ る \mathcal{O} は 第二十 九 お 11 て

用 する令 第二十二条第二 項 第二号」 と読 み 替え る ŧ \mathcal{O} とする

(委任)

第十二条 等として (令第二十 いる個 [人情報 労働 事務 _ 条 の 委員 フ \mathcal{O} 規定に基 ア う 会 1 5 は ル 法第 埼玉 に づ 9 < 県 1 七 て、 事務を含む。 十五条第 総 務 個 部 人情 文 _ 書 報フ 項 課 0 長 規定に に を委任する。 ア 対 イル L 簿 ょ り、 法に を作 基づ 成 労働 多員会が 公表す 行 政 機 る 保 関 有 \mathcal{O} 務 長

(開示請求等に係る書面の提出先)

十三条 る書面 \mathcal{O} 提出 法第七十 は、 七条第 埼玉県総務部文書 項、 第 九 課 +を経 _ 条 第 由 項 て 行う 又 は ことが 第 九 +できる 九 条第 項 規定 す

(様式)

第十四条 関する規則 次 の各 (令和五 号に 年 掲 -埼玉県規 げ る 書 面 則 等 第 \mathcal{O} 五号) 様式 は に定め 知 事 る \mathcal{O} 例 保 有 に よる。 す る 個 情 \mathcal{O}

一 法第七十七条第一項の書面

法第八 十二条第一項に 規定する 保有 人 情 報 \mathcal{O} 全 部 \mathcal{O} 開示 を決定 た 場合 \mathcal{O}

書面

三 法第 八 十二条第 項 規定す る保 有 \mathcal{O} \mathcal{O} 開 示を決定 た場合 \mathcal{O}

書面

四 法第八十二条第二項の書面

五 法第八十三条第二項の書面

六 法第八十四条の書面

七 法第八十五条第一項前段の規定に係る書面

八 法第八十五条第一項後段の書面

九 法第八 + - 六条第 項 \mathcal{O} 規定 12 ょ る 通 知 に 係 る 書面

十 法第八十六条第二項の書面

十一 法第八十六条第一項又は第二項の意見書

法 八 十六 条第三項 **(**法 第 百 七 条 第 _ 項 に お 11 て 準 用 す る場合を含

の書面

十三 法第八十七条第三項の規定による申出に係る書面

十四 法第九十一条第一項の書面

十五 法第九十三条第一項の書面

十六 法第九十三条第二項の書面

十七 法第九十四条第二項の書面

十八 法第九十五条の書面

十九 法第九十六条第一項前段の規定に係る書面

一十 法第九十六条第一項後段の書面

二十一 法第九十七条の書面

二十二 法第九十九条第一項の書面

二十三 法第百一条第一項の書面

二十四 法第百一条第二項の書面

二十五 法第百二条第二項の書面

二十六 法第百三条の書面

一十七 法第百五条第三項にお 11 て準用する同条第二項の規定による通知に係る

書面

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

(埼玉県労働委員会の 保有す る 個 人情報の 保護等に . 関 する規程 の廃止)

2 埼 玉 県労働委員会の保有する 個 人情報の 保護等に関する規程 (平成十七年埼玉

県労働委員会告示第二号)は、廃止する。

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第二号

第四項の規定により、 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項及び第百七十一 水産動植物の保護を図るため、 次のとおり 指示する。 条

令和五年三月二十八日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

一 指示内容

及び埼玉 と連接一体をなす水面にお の持込みをし コ 1 ヘル 県が疾病検査を行う場合を除き、 パペスウイ てはならない。 ル ス 病 V \mathcal{O} ては、 まん延を防止するため、 埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合 コ 1 の生きたままの持ち出し及びコイ 県 内 \mathcal{O} 公共用 水面及びこれ

一指示期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで